

ネット通販で、商品が欠品、「返金します」に注意！

事 例

ネット広告を見て子供用靴下を注文した。支払いは別途メールで2次元コードが送られてきた。すぐに1,377円電子決済した。2時間後に、メールで「欠品の為、返金する。LINEアカウントを登録し、確認して欲しい。」との事で登録したが、おかしいと思いすぐ購入サイトを確認するとサイトが無くなっていた。注文前に会社情報を調べ国内の事業者なので大丈夫だと思ったが、偽サイトだった。(30代)



アドバイス

- ネット通販で、「注文した商品が欠品になった」とSNSに誘導され「〇〇ペイで返金する」と言われて、指示されたとおり操作したところ、お金をだましとられたという事例が発生しています。
- 通販サイトを利用する際は、販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報をしっかり確認しましょう。最近は、事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない、または無関係の事業者など、虚偽の情報が記載されています。
- 販売価格が値引きされていたり、通販サイトの日本語が不自然だったり、支払方法が限定されているなど、少しでも疑問があれば利用は控えましょう。
- 不安なときは、すぐに消費生活センターや警察相談ダイヤル#9110に相談して下さい。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日・土・日・祝日・年末年始

